

措置状況の公表について

平成27年度定期監査の結果に基づき講じた措置について市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年 3月24日

高梁市監査委員 梅野 誠

高梁市監査委員 内田 大治

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>理財課 「改善」</p> <p>①前年度の定期監査で、新庁舎用に新たに購入した備品を含む備品登録等に遺漏のないよう注意を促したが、本年度の定期監査時点で未登録であった。備品の適正管理には、まず登録し台帳を整備することが重要である。早急に整備されたい。</p>	<p>新庁舎移転に係る庁舎用に新たに購入した物品について、保健センター、議会事務局は所管課、その他の庁舎内物品は理財課で登録を行いました。今後も適正管理に努めてまいります。</p>
<p>有漢地域局 「検討」</p> <p>①解体した「道の駅」について、適切に管理するとともに、有効活用を検討されたい。</p>	<p>主要事業・懸案事項の中で市長の意向としては「分譲地」を検討することとなったが、今後の動向により地域優良賃貸住宅の建設等もありうる。</p>
<p>健康づくり課 「検討」</p> <p>①川上保健センターに係る指定管理料算定にあたり、社会福祉協議会との経費負担の明確化に取り組まされたい。</p>	<p>川上保健センターは、川上デイサービスセンター、川上いきいき交流館との複合施設で、社会福祉協議会が一体管理しています。川上保健センターの管理に必要な人件費、消耗品費、光熱水費、施設点検委託費などが指定管理料となっています。川上デイサービスセンターと川上いきいき交流館を管理している川上地域局及び社会福祉協議会と、それぞれの経費の算定方法について協議を行い、電気代等消耗的に使用するものについては、過去の実績使用に基づき按分を行い、点検委託料等施設を共有して利用しているものは、面積按分としています。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>福祉課 「検討」</p> <p>①養護老人ホームの物品等の購入について、施設によって単価や支出費目が異なっているものが見受けられる。適切な対応をされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「モップ・マット」について成羽川荘では「物品借上料」、長寿園では「日用品費」としていたが「物品借上料」とした。 ・検便代を成羽川荘のみ「内税」としていたが他の施設に合わせ「外税」とした。 ・各種研修負担金の細節を成羽川荘は「88」、長寿園は「84」としていたが「88」に統一した。
<p>こども未来課 「検討」</p> <p>①学校休業日の学童保育の開設時間について、規則に定める開設時間と各地域の開設時間が異なっている。実態を踏まえ対応を検討されたい。</p>	<p>学校休業日は、土曜日と長期休業日があり、土曜日については、規則で定める原則 8:30～17:00 で運用できています。長期休業日については、個別申出により最大 8:00～18:00 で運用しています。これは、第7条中の「ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。」を適用して運用しており、開設時間が異なる長期休業日は、学校休業日の一部で、超過勤務を前提とした個別対応でもあることから、原則時間を変更するのではなく運用で対応すべきものと考えます。</p>
<p>国民健康保険成羽病院 「改善」</p> <p>①公金について、財務規則、病院事業会計規定を再認識され、適切な管理に努められたい。</p> <p>「検討」</p> <p>①業務の委託契約においては、その金額は毎年ゼロベースで積み上げ積算するとともに、契約方法等についても必要な見直しを行われたい。</p>	<p>公金の管理を、適切に行うために、つり銭を定期監査後に 40 万円から 30 万円に減額し、レジに 20 万円、つり銭として 7 万円、診療所に 1 万円、夜間休日宿直用金庫に 2 万円とした。</p> <p>平成 28 年度は、成羽病院のつり銭は 30 万円、備中診療所のつり銭は 4 万円である。</p> <p>医療機器の点検及び整備に関する委託契約につきましては、その機器が開発業者特有の技術を有するため、積み上げ積算が困難であるため、平成 29 年度より委託費の価格交渉を行います。</p> <p>積み上げ積算が可能である委託契約につきましては、同種業務を委託契約している他課を参考にし、必要がありましたら、平成 29 年度より委託金額及び契約方法について見直しを行います。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>学校教育課 「検討」</p> <p>①路線バス運賃相当額をスクールバス運行委託料として支払っているものと遠距離通学生徒通学費補助金との整理をされたい。</p>	<p>備中地域の路線バスに乗車している生徒の運賃相当額について、平成28年度より、遠距離通学生徒通学費補助金として支払います。</p>